

「麻布（朝布）」と東国の調（覚書）

吉村 武彦

はじめに

ヤマト王権と東国との関係は、井上光貞が古代王権との特殊な関係を指摘して以来、ヤマト王権にとつて特別な位置をしめると認識されてきた（『古代の東国』『万葉集大成』五）。私も、このような視点から「都と夷（ひな）・東国―古代日本のコスモロジーに関する覚書」（『万葉集研究』二二、以下「前稿」と称する）の論文をしたため、東国の歴史的位罫について考察することがあった。

ところで、千葉県深谷町の五斗葺瓦竪遺跡から出土した文字瓦には、「朝布」と刻まれた瓦が多く出土している。小稿では、こうした東国とヤマト王権との関係から、前稿とは少し違った見地から「朝布」の意味を考察したい。ただし、試論の域をでない、問題提起である。

- 一 ヤマト王権と東国
- アツマとは

『古事記』『日本書紀』などに記述された「東国」「東（アツマ）」という地域認識は、平野邦雄が指摘するように、歴史的時期によってその地域的範囲を異にしている（「いま

歴史学から古代」を見る』『国文学』三三―三六。つまりアツマが示す地域には歴史的変遷があり、私も前稿で触れた。

さてこの「アツマ」の地名起源論としては、『古事記』『書紀』とも『景行天皇』の世に、ヤマトタケルが走水海（馳水、今の浦賀水道）で妃のオトタチバナヒメを亡くした追慕との関係で記載されている。『書紀』では、碓日嶺（今の碓氷峠）から「妻」に対して「吾婦（あづま）はや」と発した「吾が妻」説がみえる。しかし、『古事記』では場所が足柄坂となり、また、鹿の目に蒜をあてるといふ文字による言語遊戯を重ねた追慕説となるといふ違いがある（阪下圭人「あづまはや」『上代文学の諸相』）。場所の違いは、従来からいわれているように『古事記』は東海道、『書紀』は東山道を本位としたことによるだろう。

問題は、アツマの「東国」に対する「西国」という概念がないことである。ただし、一般的な方位を指して呼称する西国と東国という用法はあるが、この東国の読みは、「アツマ」ではなく、「ヒムガシ」と考えられる。

三重米女（あづま）の天語歌

この東国を考へるうえで重要な歌謡が、『古事記』雄略段に記された三重采女の天語歌である。もとは海人集団から新嘗祭に献上された男性が奏上した宮廷寿歌と想定され、采女も献上されていたと思われる。そして、この新嘗祭では治天下の王と采女の聖婚が行なわれていた。

さて、この歌謡は、第一段が景行王の宮讃め、第二段が新嘗屋の槻の木の提示、第二段が槻の木の説明というように、二段から構成されている。歌謡の特徴は、歌の末尾に「浮きし脂落ちなつさひ水こそつこまつに」というように、神代の初源から国土の生成までが歌われており、古代のコスモロジーを示している。また、雄略朝と称する歌謡にもかかわらず、景行王の宮讃めから歌が始まっていることが特徴である。この景行天皇の物語と関連して、ヤマトタケルの伝承が記述されている。

歌謡は景行王の宮讃めから始まるが、その解釈として

①「倭建命と雄略天皇とは相映発する関係にあるので、景行天皇の宮殿讃美から歌い起したもの」(新潮日本古典集成『古事記』)。

②「景行天皇の治世には、倭建命によって大八島国の平定が果された。今、その日代の宮から歌い出し、「長谷の百枝槻」と重ねることによって、雄略天皇の治世が、景行天皇の表現した世界を受け継ぎ、それを充足するものであることを歌おうとする」(新編日本古典文学全集『古事記』)。

という説が出されているが、妥否言は見解であつた。つまり、「景行の宮の槻に雄略の宮の槻が重なつていくことで、雄略の統治世界が神話的に「たわれる」ということになる。居駒永幸『古代の歌と叙事文学史』)。

ここで、話を天語歌に戻したいが、この歌謡の一部に、

*上つ枝は天(アメ)を覆へり

*中つ枝は東(アツマ)を覆へり

*下つ枝は夷(ヒナ)を覆へり

とみえ、「アメーアツマーヒナ」という世界樹が歌われている。

アメは「都」のこと、アツマは「東国」、ヒナは夷狄の「夷」である。つまり、都—東国—ヒナ(夷)という、都からみた政治的国土観が歌われている。前述したように、末尾に神代の初源から国土の生成が歌われており、歌謡の世界樹は大化前代のコスモロジーを示している。

さて、都のアメに「天離(アマザカル)」のが、ヒナである。孝徳朝には、京畿内国—四方国の制度ができたと思定されているが、その都の外にアツマとヒナが位置づけられた。つまり大八島国の範囲で「アメーアツマーヒナ」のコスモロジーを歌いあげたのが、この天語歌ということになる。

ヤマト王権と東国

王権と東国との特別な政治的關係は、『書紀』崇神四十八年正月条の記事にみることができる。

天皇、豊城命・活目尊に勅して曰はく、「汝ら二の子、慈愛共に齊し。知らず、曷をか嗣とせむ。各夢みるべし。朕夢を以て占へむ。二の皇子、是に命を被りて浄沐して祈みて寐たり。各夢を得つ。今前に、兄豊城命、夢の辞を以て天皇に奏して曰さく、「自ら御諸山に登りて東に向きて、八廻差積し、八廻撃刀す」とまうす。弟活目尊、夢の辞を以て奏して言さく、「自ら御諸山の嶺に登りて、繩を四方にはへて要を食む雀を逐る」とまうす。則ち天皇相夢して、二の子に謂りて曰はく、「兄は一片に東に向けり。当に東国を治らむ。弟はこれ悉く四方に臨めり。朕が位に継ぐ」とのたまふ。

この結果、活目尊を「皇太子」に任じ、豊城命には東(東国)を治めさせたという。この豊城命は、上毛野君と下毛野君の始祖という(同四月条)。

この崇神四十八年条の夢見判断は、二王子を王位継承者と東国統治者に分けた伝承と思われ、東国統治は全国の統治とは別に行なわれていたことになる。

この東国統治と全国統治との関係について、かつて前稿「都と夷(ひな)・東国」にお

いて考えたことがある。その際『日本書紀』における

a 大化元年九月丙寅条所引或本

「四万國」

b 大化元年二月甲申詔

「四万國」「四万諸國々造等」

c 白雉元年一月甲申条

「四万諸國郡等」

d 天武五年十一月甲申条

「四万國」

e 天武十四年十一月丙午条

「四万國」

とある四万國の記述を参考にし、四万國のなかに東國を含め、東國が特別の位置にあることを指摘した。この見解も一つの考え方であるが、a、c、eの史料は孝徳紀以降である。aの「或本」は本文の「諸國」に対する異本の伝承であり、「諸國」と想定される。bには「畿内より始めて、四万國に及るまでに」とあるように、ここでは「畿内」と区別される「四万國」である。ただし、天武五年十一月癸未条には「京に近き諸國」とみえ「四万國」は必ずしも「諸國」に置き換えられるわけではない。いずれにせよ、孝徳紀以降には、四万國のなかに東國が含まれる。

東國の特別な位置

と云うので、問題とした崇神四十八年条は明確に「東國」と「全国」とを区別しており、孝徳朝以降は、「東國」が「四万國」（全国の諸國）に含まれるようになったと考えられるも一案であろう。その契機としては、大化元年の改新詔がある。その場合、aの「或本」が問題となるが、異本として史料価値に問題があり、潤色された可能性も想定できる。このように孝徳朝に変化が生じたこととみることもあながちまちがいではないであろう。

すでに平野邦雄が、東國と四万國とを区別し、大化前代の「みやこひなあつまの國土觀が改新詔を経て、畿内・四万國・東國へと継承されたと主張しているが、大化前代に限定して平野説を採用することになる。

さて、大化以降には四万國の一部になった東國であるが、大化前代の東國を配觀は律令制國家の段階にも遺制として継承される。その東國と主權との強い結びつきを、防人に見

ることが出来る。法的事実として、律令法に防人を東國に限定するような規定はない。ところが、『万葉集』の防人歌で判断すると、防人は東國から徴発され、難波津に結集する。

東國が防人を供給する地域で、軍事体制でも重要な位置を占めていたことは、奈良時代になっても認識されていた。天平四年（七三二）は、対新羅關係が緊張して政治問題化した時期であるが、その際に九州の西海道と山陰道に節度使を派遣した（『続日本紀』天平四年八月丁亥条）。この時、新羅とは海上ルートとして通じていない東海道・東山道にも節度使が設置されている。天平吉士五年（七六二）の節度使任命では、東海道節度使が「遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・安房・上総・下総・常陸・上野・武藏・下野」の二國を管轄し、船・兵士・水手を検定している（『続日本紀』天平吉士五年十一月丁酉条）。広く東國が果たした軍事的役割が大きいことが判明する。

二 東國の政治的特徴と「朝布」

「東國の調」と壬生部

ここでは、『日本書紀』から東國の政治的特徴を析出してみたい。崇峻五年十一月条は、崇峻天皇の暗殺記事である。この時、蘇我馬子は、「群臣を詐つて曰く、今日東國之調を進む」という儀式を設定した。つまり、東國からは「東國の調」という特別の調が献上されており、「東國の調」が献上される儀式では、「三韓の調」と同様に「天皇」の臨席が求められた。

このように、「東國の調」が献上されるセレモニーでは、「天皇」も儀式に参列する慣習があり、それを利用して崇峻暗殺が実行されたのである。

次に、皇極元年十一月条を通して、山背大兄と東國の乳部（壬生部）について述べておきたい。『書紀』に、

三輪文屋君、進みて勸めまつりて曰く、請う、深草丘倉にゆきて、茲より、馬に乗りにて、東國に詣りて、乳部を以て本として、師を興して還りて戦はむ。其の勝たむこと必し。

と記述されている。

蘇我入鹿に斑鳩宮を襲われ、生駒山に逃れた山背大兄に従った二輪文屋君が提起した戦略であった。東国の壬生部については、甲斐・相模・武蔵・安房・下総・常陸に壬生ないし壬生部の存在が確認できる(川尻秋生『古代東国史の基礎的研究』)。これらの壬生・壬生部を基礎にして戦つという戦略が提案されたことになる。山背大兄にとって、王子として特別な意味がある部であった。結局、山背大兄は従わず自経の途を譲り(上宮土家滅亡事件)。

また、壬申の乱において大海人王子が、主として東国地域の勢力に依拠して戦つたことは有名である。大海人王子を支持して戦つた美濃国の多臣朝治は、「安八磨郡湯沐令」とみえる(天武元年六月条)。「湯沐」は、東宮(太子)に与えられる「食封」の一種であり、品治はその官人であった。したがって、大化前代では壬生・壬生部のような経済的基盤と考えられ、『書紀』の記述によれば、太子(皇太子)である大海人王子と旧来の壬生との強い絆を想定することができる。なお、大宝年の御野(美濃)国味味間(安八磨郡春部里の戸籍に「壬部妹売」の名がみえる)。

こつした王子を含むヤマト王権と東国との特別な関係は、大化元年に「東国国司の詔」が出された際、同時に「大和六県」へも使者が派遣されていることから理解できる。「県」との関係からみて、東国もヤマト王権にとって特別な地域であり、全国に派遣される使者の先駆的な調査と想定される。

東国の「調」

崇峻暗殺事件で明らかになつた、「東国の調」を献上する儀式は、「天皇」も参列する重要なセレモニーであった。ここには、「乙巳」の変にみられる「韓の調」、つまり蕃国の「調」との共通性があった。

ここで究明したいは、この東国の「調」の中味である。この東国の調を具体的に考察する手がかりが、『万葉集』一〇〇番歌にある。

東人の荷向の篋の荷の緒にも妹は心に乗りけるかも

〔東人之荷向篋篋乃 荷之緒尔毛 妹情尔 乘尔家留留香聞〕

である。ここでは荷向(荷前)が東人のものであることが注目される。つまり東人が初穂の荷前を貢納していたのである。荷前であるため、私は前稿では初穂儀礼として捉えた。ただし、この歌が含まれる九六〇番歌全体を分析する視点が欠如していた。

そのため田島公はこの一群の歌は久米禪師と石川郎女とのまとまった歌群であるので、その視点を分析しなければならぬことを説いた(「東人の荷前」と「科野屯倉」『律令制国家と古代社会』)。そして、結論として「調」は信濃の麻布であることを指摘した。

この見解は卓見である。ただし、「東国の調」を信濃国に限定することには無理があり、この歌の場合は信濃国の「調」として考えねばならぬだろう。したがって、この東人の「荷前」は、信濃の国造領か屯倉から献上された「麻布」ということになる。おそらく「信濃の布」はかつて信濃国造から献上された「調」の遺制であろう。

「調」の様相

前稿でも主張したように、一般的にいえば、「調」は国造(屯倉)から献上された初穂と考えられる。この事実を手がかりとして、房総地域の「東国の調」を推測することができる。

東国と関係が強いと想定される「調」に、賦役令調絹糸条の調副物に「東木綿」がある。『古語拾遺』では、「木綿」を下総国結城(ゆきき)郡の地名起源譚とする話がみえるので、この地域と関係する可能性があったろう。さらに、「東綿」(『続日本紀』天平十四年正月癸丑条)も、東国産の特別の綿であろう。

また、賦役令調絹糸条に規定された「望陸布」は上総国望陸郡産の布であるが、古くは馬来田園造との関係が強いと想定される(菅原武夫「上総の望陸布と美濃綿」『古代国家

と東国社会(一)。国造支配地域からの一般的調を想定する考えもあるが、国造領の初穂貢納として積極的に位置つけてきしつかえないだろう。房総には小国造が存在するが、伊甚の真珠(『日本書紀』安閑元年条)と伊甚国造の貢納品との関係(佐々木度一「古代のアワビと真珠」『古代国家と東国社会(一)』のほか、安房細布(『続日本紀』天平八年五月辛卯条)と安房国造との関連も推測できるだろう。

印旛国造地域の「調」

次に印旛国造に関わる貢納品について考えてみたい。そこで注目したいのが、五斗時瓦窯遺跡から出土している文字瓦である。

この五斗時瓦窯は、印旛郡宋町竜角寺に所在し、かつての印旛沼の周辺にあたり、古くは印旛国造の支配地域と関係する。瓦窯は、七世紀後半四半期を中心とする時期に操業が行なわれ、竜角寺を供給元としていた(『千葉県史』印旛郡宋町 竜角寺五斗時瓦窯跡)『印旛郡市文化財センター』、一九九七)。

多くの文字瓦が出土しているが、報告書に記された「平瓦における文字別出土割合」によれば、平瓦Ⅱ類(粘土紐作り)と称される瓦に記載された文字のうち、「布」関係の文字は、

- 「朝布」(「朝」一字を含む) 一三五・六一・五%
- 「麻布」 一五・四・〇%
- 「神布」(「神」系を含む) 四〇・二〇・六%
- 「服止」(服部関係) 一三・三・五%

の割合で出土していることが注目される。

この「麻布(朝布)」の意味については、いくつかの考えが可能であった。報告担当者には、「造管事業にたいする何らかの負担行為を示す可能性が高い」と想定されているが、ここでは集団・地名説等の問題ではなく、言葉の意味について推測してみたい。

現在では、竜角寺の北に「麻生」の地名があり、また埴生郡内に「麻在」の地名が残る。広くこの地域に麻布が栽培されていたことは十分に考えられる。「麻布」のほかに、「服止(服部)」があり、麻と関連する機織り集団の部が存在していた。

「麻布」の性格を示す直接の史料は存在しないが、これまで述べてきた信濃の麻布(信濃国造の貢納品の可能性が高い)、馬来田国造との関係が強い「望陽布」、安房国造と安房細布、そして「東木綿」や「東施」の関連をいえば、印旛国造との関係が強かった麻布と想定される。このように考えていけば、「東国」の調であった条件を満たしており、この「麻布」が印旛国造が貢納した「東国」の調であった可能性が強くなる。こうした考え方は、一つの見解として十分に成立する余地があり、ここに仮説として提起しておきたい。

むすびに

竜角寺五斗時瓦窯遺跡出土の文字瓦には、多くの「麻布」が刻印されている。麻布の意味としては、「東国」の調として存在した麻布であった可能性が想定できる。こうした考えに大過がなければ、ヤマト王権に対する印旛国造の貢納品として理解することができるようになる。

こうした「東国」の調説が正しければ、印旛国造のあり方を考察するうえで重要な意味を持つだろう。これらを今後の研究課題として、この貧しい覚書を開きたい。